

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準

- 1 長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成6年6月30日条例第30号。以下「条例」という。）第3条ただし書きの「非特定用途に供する建築物で、市長が特に認めるもの」の基準は、次の各号に該当するものが考えられるが、適用に当たっては事前に建築主事と十分協議するものとする。
 - (1) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校で、職員及び外来者の自動車の乗り入れを禁止しているものはすべて免除する。ただし、保育園又は幼稚園にあつては1台以上、小学校、中学校又は高等学校にあつては2台以上の荷さばきのための駐車施設を設けること。
 - (2) その他の学校（専修学校及び各種学校を除く。）で、学生及び職員の自動車の乗り入れを禁止しているものは附置義務台数の1/2を限度として駐車場の附置を免除する。
 - (3) 無人又は建築規模に比較して従業員等の著しく少ない施設は、実態調査のうえ決定する。ただし、3台未満となった場合であっても3台以上とする。
 - (4) 清掃工場は実態調査のうえ決定する。ただし、事務所、焼却炉の運転等管理する部分は除くものとする。
- 2 条例第3条の2ただし書き「当該建築物の敷地の面積が市長が別に定める面積を下回る場合」の基準は、1,000平方メートルとする。
- 3 条例第3条の2ただし書き「共同で荷さばきのための駐車施設を設置する場合等で市長が特に認めるとき」の基準は、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備がなされ、これが活用されることが明らかな場合及び敷地内で建築物のセットバックや車寄せの整備により荷さばきのための十分なスペースがある場合等の代替的な措置がとられる場合には建築主事と十分協議のうえ、荷さばきのための駐車施設の附置の免除又は附置すべき台数の緩和を行うものとする。ただし、荷さばきのための駐車施設の附置の免除又は附置すべき台数の緩和を行う場合であっても、条例第3条の規定による附置しなければならないとされる台数以上の駐車施設は確保するものとする。
- 4 条例第6条第3項「特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、かつ、出入りさせることができるものと市長が認めるもの」の基準は、駐車場法施行令（昭和32年政令第304号。以下「令」という。）第15条に規定する「特殊な装置として国土交通大臣が認定したもの」であり、この特殊な装置を設置する場合は、次の各号によるものとし、申請時に国土交通大臣の認定書の写しを添付すること。
 - (1) 普通車用車室とみなすことができる機械式の駐車装置をもつ駐車施設（以下「機械式駐車施設」という。）は、幅1.90メートル以上、長さ5.30メートル以上、高さ1.55メートル以上、車両重量2.2トン以上の自動車を収用できるものとし、小型車用車室とみな

すことができる機械式駐車施設は幅 1.70 メートル以上、長さ 4.70 メートル以上、高さ 1.55 メートル以上、車両重量 1.5 トン以上の自動車を収用できるものとする。

また、附置義務台数が 30 台以下の場合には、普通車用車室の附置義務台数の 1.3 倍以上の台数に小型車用車室の附置義務台数を加えた台数を設置することで、小型車用車室とみなせる機械式駐車施設としてもよいこととする。

(例) 附置義務 20 台の場合 障害者用車室 1 台分、普通車用車室 5 台分、小型車用車室 14 台分を附置しなければならないが、普通車用車室 5 台分の 1.3 倍である 6.5 台、切り上げて 7 台分と小型車用車室 14 台分との合計である 21 台分の小型車用車室とみなせる機械式駐車施設と障害者用車室 1 台分を附置すればよい。

(2) 障害者用車室についても、次の各号のいずれかに該当する場合には、機械式駐車施設とすることができるものとする。

ア 次の全ての条件に該当すること。

(ア) 障害者は自動車を昇降させる設備の出入口の全面空地が、奥行き及び幅がそれぞれ 6 メートル以上（長さ 5 メートル以下の自動車用の設備にあっては、それぞれ 5.5 メートル以上とする。）の空地又はこれに代る車路等に面した位置で自動車から乗降するものとし、機械式駐車施設への自動車の出入庫は、当該駐車施設の管理人が行うこと。

(イ) 駐車施設の管理人は、駐車施設を利用する時間帯は常駐していること。

(ウ) 管理人が常駐する管理人室から、同項の全面空地若しくは車路並びにパレット及びその周辺部の安全を確認できること。

イ 「機械式駐車場におけるバリアフリーに関するガイドライン（公益社団法人立体駐車場工業会）」により公益社団法人立体駐車場工業会が定める審査基準に適合することの証明を受けたものであり、かつ、障害者の利用に支障がないように配慮されており、利用者の安全が確保されていると認められるものであること。この場合は、届出時に適合証明書の写し及び審査基準に適合している内容が確認できる資料を提出すること。

(3) 増築又は用途の変更前に既に設置されている駐車施設の台数については、建築主事と十分協議のうえ決定するものとする。

5 条例第 6 条第 4 項ただし書き「当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合」の基準は、例として地下における荷さばきのための駐車施設の整備に際し、地下鉄計画等との関係から十分な規模を確保することが困難な場合等当該建築物の構造又は敷地の状態を勘案してやむを得ないと判断されたもので、建築主事と十分協議のうえ決定するものとする。

6 条例第 7 条第 1 項「当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合」の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、建築主事と十分協議のうえで

の当該建築物又は当該建築物の敷地内等で増改築の計画があり、その建築物の利用上や事業上等のためやむを得ず隣接に設け、当該建築物又は当該建築物の敷地内と同等と扱える場合及び障害者用車室は除くものとする。

また、隔地駐車場とする場合は原則として申請者が申請者所有の駐車施設を新築することとし、建築物以外の駐車施設（野天駐車場、工作物の駐車場等）は他の用途への転用が容易であるので原則として認められない。ただし、地域の特殊性等により、これらにより難しい場合については、自走式駐車場及び併用式駐車場にあつては、駐車位置の確定及び長期間の賃貸借期間（20年以上の契約期間）を設定する等して、既存の貸駐車場を賃借して利用することもやむを得ないものとする。

- (1) 既存建築物の上階に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車場に用途変更することが不可能又は極めて困難である場合
- (2) 駐車場又は駐車場出入口の位置が他の法令に抵触して、設置が不可能又は困難である場合
- (3) 前面道路の交通規制（歩行者天国等長期間にわたる通行禁止等）のため、自動車の出入りが不能の場合又は前面道路の交通上駐車場を設けることが好ましくない場合
- (4) 前面道路の歩道の切り下げが禁止されている場合
- (5) 敷地の間口又は前面道路幅員が狭い等により、駐車場の出入口、又は駐車施設を設置することが極めて困難な場合

附 則

(施行期日)

この運用基準は、平成6年7月1日から施行する。

令和2年3月16日 改正

参考 駐車場法施行令

(特定用途)

第18条 法第20条第1項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。